

## 浄化槽の法定検査はお済みでしょうか

浄化槽設置者には、日頃のメンテナンス（保守点検や清掃）と併せて、年1回の法定検査を受検することが法律で義務づけられています。法定検査を受検されることが確認できない方には随時、文書をお送りいたしますのでご確認ください。検査を受けていないと悪臭や故障の原因にもなるため、長く浄化槽をお使いいただくためにも受検をお願いします。

また、浄化槽を新しく設置したり、設置状況に変化があった場合、町へ届出が必要です。詳しくは町ホームページをご覧ください。下記担当までお問い合わせください。

### 浄化槽法定検査の申込先

一般社団法人埼玉県浄化槽協会  
☎048・501・5707  
🌐<https://saijohkyo.or.jp/>

### 長瀬町HP



問合せ 町民課 環境衛生担当 ☎66・3111 内線126

## 救急隊のコンビニエンスストア等利用について

秩父消防本部の令和4年における救急出動件数は5,000件を超えて過去最多の出動件数となっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響等から、救急車の活動時間は増加しています。

救急隊員は、傷病者に対する応急処置等や救急救命士による救急救命処置を行うことから、常に良好な健康状態を維持して高度な救急活動を行うことが求められます。

そのため、救急隊は消防署へ戻る途中でも水分補給やトイレ借用などのため、コンビニエンスストア等を利用させていただくことにご理解をお願いいたします。

水分補給中  
トイレ借用中



## 消火器や住宅用火災警報器等の悪質な訪問販売等にご注意を！

全国各地で消火器や住宅用火災警報器等の不適正な訪問販売・訪問点検の被害が多発しています。埼玉県内においても、多数の被害が報告されています。被害に遭わないためにも、次のことに留意してください。

### ◎消防署では、販売や点検は一切おこなっておりません！

消防署では、消火器や住宅用火災警報器等の訪問販売・訪問点検はおこなっておりませんので、不審に感じたら消防署、消費生活支援センター等へご相談ください。

### ◎被害に合わないためのポイント

不審に思ったときは、安易に契約をおこなわず、身分証明書の提示を求めましょう。

勧誘による販売、点検について、契約するつもりがなければキッパリと断りましょう。

訪問販売業者を、安易に家の中に入れないようにしましょう。

### ◎もしも、悪質な業者と契約をしてしまったら

訪問販売や電話勧誘販売等により契約をしてしまった場合は、クーリング・オフ制度などを活用することにより、契約の取り消しが可能な場合がありますので、消費生活支援センター等へご相談ください。

問合せ 秩父消防本部 ☎0494・21・0119(代)

## 「お互い様」が町をゆたかにします

『元気と安心お助け隊』ではボランティアさんを募集しています

時間に少し余裕がある方

困っている方へ力を貸して下さい

みんなで助け合って

こころゆたかに暮らしませんか

病院へ  
行きたいけれど  
駅から遠い

買い物をしたいけど  
荷物が重いので  
どうしよう

ゴミ出しが  
大変

こんな困りごとなどお気軽にお問合せ下さい

受付・活動時間は  
平日午前9時～午後5時です

長瀬町商工会 ☎66・0268